

長野県松本勤労者福祉センター指定管理者候補者の選定結果

産業労働部労働雇用課

長野県松本勤労者福祉センターについては、下記のとおり指定管理者候補者を選定しました。

今後、地方自治法の規定に基づき長野県議会での議決を経て、知事が指定する予定です。

記

1 施設名

長野県松本勤労者福祉センター

2 指定管理者が行う業務内容

- (1) 施設及び備品の維持管理に関する業務
- (2) 施設の利用の許可に関する業務
- (3) 施設の利用に係る料金に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務

3 指定管理者候補者

- (1) 候補者名
松本市
- (2) 所在地
長野県松本市丸の内3番7号
- (3) 代表者名
松本市長 菅谷 昭

4 指定期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）

5 選定方法等

- (1) 公募・非公募の別
非公募
 - ・松本市の要望により建設し、かつ地域に密着した施設であるため。
 - ・管理経費の一部を松本市が負担し、管理しているため。
- (2) 申請者名
松本市

(3) 選定委員会による選定

「産業労働部勤労者福祉施設指定管理者選定委員会」を設置し、平成26年10月2日に選定委員会を開催し、指定管理者候補者を決定しました。

6 選定委員会における審査結果

審査基準	配点	松本市 (候補者)
	勤労者の平等な利用	20
施設運営の基本方針	20	14.3
福祉施設の効用の最大限 発揮	20	16.6
管理に係る経費の縮減	20	14.3
経理的・技術的な基礎を有 するか	20	12.6
計	100	70.9

7 選定理由

候補者：松本市

審査点：70.9点

選定理由：

- ・ホームページでの周知の他リーフレットや市の広報誌活用など、サービスの向上、利用拡大に努力している。
- ・満足度調査方法も報告書に記入欄を設ける工夫をしている。施設管理や点検なども職員が行い経費節減にも努力している。
- ・ホームページによる予約状況の公表や利用団体に対する年1回の満足度調査や独自の手引書作成による研修など、サービス向上に努めている。
- ・利用者の利便性をはかるためホームページの活用は最近のネット社会にマッチしている。
- ・年1回満足度調査を実施するなどサービス向上に取り組んでいる。
- ・当施設は利用度も高く地域にも根づいており、満足度調査などさらなる利用率アップにも取り組んでいる。
- ・HPでの予約状況の提供など利用者の利便性、サービス向上に努めている。
- ・きめ細かなアンケート調査を行い運営に努めている。

8 指定議案提出予定時期

平成26年11月議会